明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍名古屋市中川区小本本町三丁目一八三番地、最後の住所名古屋市天白区中平四丁目一一一番地（グリーンハイツ平針Ⅰ三〇五号）

被相続人　亡　奥田　惠子

右被相続人は平成二十一年一月二十八日死亡し、その相続人は平成二十一年五月十五日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十一日

名古屋市緑区鳴海町字尾崎山四三番地の六八〇

限定承認者　福井英津子

限定承認公告

本籍広島県呉市上長迫町一三二番地、最後の住所兵庫県宝塚市逆瀬台一丁目八番A―二一一号

被相続人　亡　兼本　正則

右被相続人は平成二十一年六月三十日死亡し、その相続人は平成二十一年九月三日神戸家庭裁判所伊丹支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十一日

大阪市北区西天満五―一―九新日本曽根崎ビル四階　相続財産管理人兼本隆造

代理人弁護士　吉田　興平

限定承認公告

本籍和歌山県海南市日方八一一番地、最後の住所和歌山市朝日三四五番地

被相続人　亡　小野　宣昭

右被相続人は平成二十一年七月九日死亡し、その相続人は平成二十一年九月一日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十一日

和歌山市朝日三四五番地

相続財産管理人　小野　榮子

限定承認公告

本籍和歌山県和歌山市湊一丁目二一六番地、最後の住所和歌山県和歌山市湊一丁目二番八号

被相続人　亡　井上　正憲

右被相続人は平成二十一年三月中旬死亡し、その相続人は平成二十一年八月十九日和歌山家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年九月十一日

和歌山県和歌山市梅原二四九番地の一〇

相続財産管理人　井上　貴恵

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人ハーモニーに変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十一日

東京都台東区清川二丁目二九番一二号

無限責任中間法人ハーモニー

代表社員　山本　雅基

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年八月三十一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人志摩ネイチャー倶楽部に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十一日

三重県志摩市大王町波切二一九九番

無限責任中間法人志摩ネイチャー倶楽部

代表社員　生賀　照央

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は、平成二十一年九月一日の総社員の同意により、名称を一般社団法人伊勢大神楽保存会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年九月十一日

三重県桑名市大字太夫一五五番地

無限責任中間法人伊勢大神楽保存会

代表社員　山本源太夫

一般社団法人への移行による債権者保護公告

当法人は平成二十一年七月十七日の総社員の同意により、名称を一般社団法人日本探偵業連合会に変更して通常の一般社団法人へ移行することにいたしました。

この名称変更につき異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十一年九月十一日

佐賀県佐賀市神野東二丁目三番二三号

無限責任中間法人日本探偵業連合会

代表社員　辻　雅夫

訂正公告

平成二十一年八月二十一日（号外第一七八号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中、「④株式会社藤花観光（藤花観光ツアーズ）　愛知県岡崎市桜井寺町字東野46―2」とあるは「④株式会社藤花観光（藤花観光ツアーズ）　愛知県岡崎市中町字栄通5番地」の、「⑥平成17年12月23日」とあるは「⑥平成17年12月8日」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十一年九月十一日

愛知県岡崎市桜井寺町字東野四六―二

株式会社藤花観光（藤花観光ツアーズ）

代表取締役　近藤　譲二

取消公告

平成二十一年九月七日（号外第一九二号）掲載の相続債権者受遺者への請求申出の催告は取消します。

平成二十一年九月十一日

新潟県上越市三和区越柳八四九番地

相続財産管理人　渡邉　栄一

正誤

ページ	段	行	誤	正
一〇六	下	終りから一二	夜勤職員配置体制	夜勤職員配置体制加算
〃	〃	一一	」に	」に「から(4)」を「から(3)」に
〃	〃	一一	」に	」に「から(4)」を「から(3)」に
一〇七	上	一三	「前号イ」	「前号ニ」
〃	〃	四	支援B型サービス費(Ⅰ)」	支援B型サービス費(Ⅰ)
〃	〃	一一	同日（同号外）厚生労働省告示第百七十五号（厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件）（原稿誤り）	同日（同号外）厚生労働省告示第百七十五号（厚生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件）
一〇九	上	終りから一一	第一号の表一級地の項中	第一号の表一級地の項（聴覚障害者等に対して行う場合に係る部分を除く。）中
〃	〃	九～八	同表二級地の項	同項（指定難聴幼児通園施設において行う場合に係る部分に限る。）中「千分の千九十六」を「千分の千百六」に改め、同表二級地の項（当該施設が主たる施設である場合にお
〃	〃	六	級地の項中	いて行う場合に係る部分に限る。）中「千分の千二十七」を「千分の千七十二」に改め、同項（当該施設が単独施設である場合に係る部分に限る。）中「千分の千七十二」を「千分の千八十七」に改め、同表十級地の項中
〃	〃	五	「十級地」	「十級地」に改め
〃	〃	三	盲ろうあ児施設の三	盲ろうあ児施設支援の「六級地に」

◉号外　九月十一日付第一九六号九　六ページ●同日付政府調達第一六九号一〇四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）